

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 26 日

木 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

- 富山県企業立地促進資金貸付要綱の一部改正 1
- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 2

### 内水面漁場管理委員会指示

- 平成27年度増殖目標量 3

### 公 告

- 建築士事務所の監督処分 7
- 建築士の処分 8

## 告 示

### 富山県告示第145号

富山県企業立地促進資金貸付要綱の一部改正について

富山県企業立地促進資金貸付要綱（昭和58年富山県告示第 261号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 2 条 第 1 号 ア を 次の よう に 改 め る。

ア 製造業（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第 405号。以下「日本標準産業分類」という。）の大分類 E に分類される業種をいう。）

第 2 条 第 1 号 オ を 削 り、同 号 エ 中 「44」 を 「47」 に 改 め、同 エ を 同 号 オ と し、同 号 ウ 中 「41」 を 「44」 に 改 め、同 ウ を 同 号 エ と し、同 号 イ 中 「48 から 53 ま で」 を 「50 から 55 ま で」 に 改 め、同 イ を 同 号 ウ と し、同 号 ア の 次 に 次 の よう に 加 え る。

イ 情報通信業（日本標準産業分類の中分類37及び39から41までに分類される業種をいう。）

第 2 条第 1 号に次のように加える。

カ デザイン業（日本標準産業分類の中分類 726 に分類される業種をいう。）

キ コールセンター業（日本標準産業分類の細分類 9294 に分類される業種をいう。）

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者を除く。）をいう。

第 4 条第 1 号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 操業開始日を基準としその前後 1 年間に、発電用施設等の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民を 3 人以上新規に雇用する予定のある者であること。

第 5 条第 2 号中「もの」の次に「（原則、中小企業者が実施するものを除く。）」を加え、同条第 3 号中「1.65 パーセント」を「1.45 パーセント」に改める。

「 男 人 女 人 計

様式第 5 号中 (3) (1) に占める (2) の割合 を

$(2) / (1) \times 100 =$  パーセント」

「 男 人 女 人 計」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の富山県企業立地促進資金貸付要綱の規定により貸し付けられている資金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の富山県企業立地促進資金貸付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(立地通商課)

**富山県告示第146号**

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成26年富山県告示第531号）の一部を平成27年3月19日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第2号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

**【まあいじ】**

平成27年1月から平成27年12月まで 若干

**【まいわし】**

平成27年1月から平成27年12月まで 若干

**【まさば及びごまさば】**

平成27年7月から平成28年6月まで （注）

**【するめいか】**

平成27年4月から平成28年3月まで 若干

**【ずわいがに】**

平成27年7月から平成28年6月まで （注）

（注）平成27年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

~~~~~  
**指 示**  
~~~~~

**富山県内水面漁場管理委員会指示第3号**

平成27年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号（笹川）ほか16漁場の平成27年度における増殖目標

量については、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成27年3月26日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上
内共第2号 (小川)	朝日内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	10,000尾以上
内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁 業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流(親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	150,000尾以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
	黒部川内水面漁 業協同組合	いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業 協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上

内共第 6 号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000 尾以上
内共第 7 号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000 尾以上
		にじます	放流	3,000 尾以上
		こい	放流	5,000 尾以上
		ふな	放流	1,500 尾以上
内共第 8 号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000 尾以上
内共第 9 号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000 尾以上
		いわな	放流	2,000 尾以上
		こい	放流	2,000 尾以上
内共第 10 号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000 尾以上
		さくらます	放流	200,000 尾以上
		やまめ	放流	10,000 尾以上
		いわな	放流	5,000 尾以上
		こい	放流	10,000 尾以上
		ふな	放流	30,000 尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000 粒以上
内共第 11 号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000 尾以上
		いわな	放流	6,000 尾以上
		さくらます	放流	5,000 尾以上
内共第 12 号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000 尾以上
		いわな	放流	2,000 尾以上
		こい	放流	5,000 尾以上
内共第 13 号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000 尾以上
		いわな	放流	10,000 尾以上
		こい	放流	2,500 尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上

内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	200,000尾以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協 同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流 (親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協 同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	20,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m <sup>2</sup> 以上
内共第17号 (宮川及び高原川)	富山漁業協同組 合 宮川下流漁業協 同組合 高原川漁業協同 組合	あゆ	放流	1,000kg 以上
		やまめ	放流	10kg 以上
		いわな	放流	5kg 以上

## 2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3g 以上
いわな	2g 以上

うなぎ	20 g 以上
かじか	5 g 以上
こい	9 g 以上
さくらます	2 g 以上
にじます	6 g 以上
ふな	9 g 以上
やまめ	2 g 以上

### 3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第 128 条第 1 項の定めには該当しないことを申し添える。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

#### 建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 4 項において準用する同法第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 監督処分をした年月日

平成 27 年 3 月 16 日

#### 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名 称	所在地	開設者名称及び 代表者の氏名	事務所 の別	登録番号
サンライズ 21 一級 建築士事務所	富山市五福 3393 番地	株式会社サンライズ 21 代表取締役 出口 正男	一級	富山県知事登録 第 (5) 1106 号

## 3 監督処分の内容

登録の取消し

## 4 監督処分の原因となった事実

一級建築士事務所に管理建築士として専任の一級建築士を置いていなかった事実は、建築士法第26条第1項第2号に該当する。

**建築士の処分について**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 処分をした年月日

平成27年3月16日

## 2 処分を受けた建築士の氏名等

氏名	建築士の別	登録番号
出口 大樹	二級建築士	富山県知事登録 第10081号

## 3 処分の内容

平成27年4月1日から同年6月30日までの業務の停止

## 4 処分の原因となった事実

他の建築士の名義を無断で使用した事実は、建築士法第10条第1項第1号に該当する。